

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 の手引き

那覇市 環境部 環境政策課

目 次

1	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について	- 1 -
(1)	報告対象者	- 1 -
(2)	報告書	- 1 -
(3)	提出方法	- 1 -
(4)	提出に際しての留意事項	- 1 -
(5)	お問い合わせ先	- 2 -
2	報告書の記載方法	- 3 -
	記載方法1	- 4 -
	記載方法2	- 5 -
	記載方法3	- 6 -
	報告書の記載例	- 7 -
別添1	日本標準産業大・中分類一覧（令和6年4月1日現在）	
別添2	産業廃棄物の体積から重量への換算計数	

1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項に基づき、前年度に那覇市内の事業場において交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」として取りまとめ、那覇市長へ報告する必要があります。

(1) 報告対象者

前年度に那覇市内の事業場において産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付した者（産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者）

注：電子マニフェストを使用した場合、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センターが各都道府県知事・政令市長へ報告を行いますので、電子マニフェスト使用分については「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を提出する必要はありません。

(2) 報告書

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書（様式第3号）

※那覇市ホームページ「<https://www.city.naha.okinawa.jp>」からエクセル様式をダウンロードしてください。

※エクセル様式の添付先

トップページ（那覇市ホームページ） ➡ くらし・手続き ➡ ごみ・リサイクル ➡ 家庭ごみ・事業系ごみ

➡ 事業系ごみ ➡ 産業廃棄物を排出する事業者へのお願い ➡ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出

➡ 関連資料 ➡ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書（様式第3号）（エクセル：13KB）

(3) 提出方法

提出部数	1部	
提出期限	4月1日から6月30日まで	
提出方法	電子メール	メールアドレス：naha_k_haitai001@city.naha.lg.jp
	窓口	那覇市環境部環境政策課（那覇市役所本庁舎7階）
	郵送	〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎7階那覇市環境部環境政策課 産業廃棄物グループ
報告書の控え	報告書の控えを希望する場合は、「控え希望」である旨をお申出ください。電子メールでの提出を除き、報告書を2部ご用意いただき、郵送の場合は、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。	

(4) 提出に際しての留意事項

ア **那覇市内**に事業場がある場合には **那覇市** へ提出となります。

イ **那覇市外**に事業場がある場合には **沖縄県** へ提出となります。

那覇市外に店舗や現場など事業場がある場合の提出方法については、沖縄県各保健所が窓口となりますので、「(5) お問い合わせ先」からお問合せ下さい。

ウ 建設業など現場が複数ある場合

建設現場は、「設置が短期間であり、又は所在地が一定しない排出事業者」に該当します。建設現場が2以上ある場合には、これらの現場のうち、「那覇市内の工事現場」を1事業場としてまとめて報告書を作成し那覇市へ報告して下さい。

工 多量排出事業者処理計画等について

昨年度に那覇市内において、産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場または特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物の排出状況に関する計画書を提出する必要があります。

該当する事業者は、那覇市ホームページ「産業廃棄物処理計画書の提出」をご確認下さい。

(5) お問い合わせ先

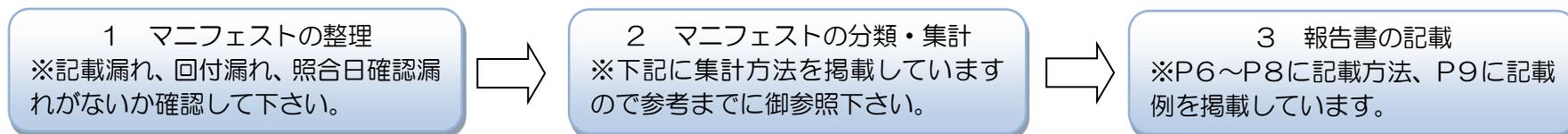
名 称	連絡先・住所	管轄区域
那覇市環境部環境政策課 産業廃棄物グループ	098-951-3231 那覇市泉崎1-1-1	那覇市
沖縄県 北部保健所	0980-52-2636 名護市大中213-1	名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村
沖縄県 中部保健所	098-938-9787 沖縄市美原1-6-28	沖縄市、うるま市、宜野湾市、金武町、嘉手納町、北谷町、恩納村、宜野座村、読谷村、北中城村、中城村
沖縄県 南部保健所	098-889-6799 南風原町字宮平212	浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町、西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
沖縄県 宮古保健所	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根476	宮古島市、多良間村
沖縄県 八重山保健所	0980-82-3243 石垣市字真栄里438	石垣市、竹富町、与那国町
沖縄県 環境部 環境整備課	098-866-2231 那覇市泉崎1-2-2	沖縄県全域（那覇市を除く。） ※報告書の提出は受け付けておりません。

2 報告書の記載方法

(1) 作成の流れ

様式へ記入する前に、前年度に交付したマニフェストを整理、分類する必要があります。

ここでは、具体的な例を用いて分類・集計方法例を御案内します。



(2) マニフェストの分類・集計方法例【例：がれき類のマニフェストを年間で2,500トン、マニフェスト20枚交付した場合の集計方法】

ア マニフェストを品目ごとに分けます。（複数品目の廃棄物を排出している場合）

（例）がれき類、廃プラスチック類、金属くず、混合廃棄物（蛍光灯など）の4種類の排出があった場合には、品目ごとにマニフェストを4つに分けます。

品目ごとに以下のイからオの作業を繰り返して下さい。

イ 各品目について運搬受託者ごとに分けます。今回はがれき類について分類します。

（例）がれき類の運搬受託者はA社、B社の2社でしたので、マニフェストをさらに2つに分けます。

ウ 各運搬受託者に分けたマニフェストを処分業者ごとに分けます。

（例）上記2で運搬受託者A社は処分業者①社・②社の2社に運搬したので、マニフェストをさらに2つに分けます。

今回の例では運搬受託者B社は処分業者①社に搬入しているものとします。

エ 上記ウまでの作業で、3つのグループができました。各グループの交付枚数及び排出量を集計します。

オ 上記エで集計したグループごとに、産業廃棄物管理票等交付状況報告書の各行に記載します。1グループ1行に対応します。

品目	運搬受託者	処分受託者	番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
がれき類	運搬業者A	処分業者①	1	がれき類	1,500	10	047*****	A 運輸	沖縄市**	047*****	〇〇環境	沖縄市**
		処分業者②	2		500	5	047*****	A 運輸	糸満市**	047*****	□◇産業	糸満市**
	運搬業者B	処分業者③	3		500	5	047*****	B 貨物	浦添市**	047*****	▲〇センター	浦添市**

記載方法3（建設系マニフェストの例）

様式第三号（第八条の二十七関係）
産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 年度）

報告者 宛 宛
報告者 住所 氏名 電話番号
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
報告者の住所、氏名、電話番号を記載します。

事業場の名称 業種
事業場の所在地 電話番号

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬委託者の許可番号	運搬委託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分委託者の許可番号	処分委託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑦	⑩	⑪
2									
3									
4									

備考
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に右掲有価産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について右掲有価産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合に記入する必要はないこと。
7 区間を区切って運搬を委託した場合は又は委託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬委託者又は再委託者についてすべて記入すること。
（日本標準業種 A列4番）

産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト(A)

交付年月日 交付番号 2 交付担当 氏名 事業場 事業場(作業所) 所在地 名称 電話番号

排出事業者 住所 〒 氏名又は名称 電話番号

運搬委託者(収集運搬業者) 住所 〒 氏名又は名称 電話番号

処分委託者(処分業者) 住所 〒 氏名又は名称 電話番号

運搬先の事業場(処分業者の処理施設) 所在地 〒 名称 電話番号

産業廃棄物の種類	数量	管理製品日	特別管理業種	形状	荷姿
01コンクリートがら	07混合(指定品のみ)	11建設汚泥	21炭石綿等	1固形状	1バウ
02プラスチック類	12紙くず	13木くず	14繊維くず	2塊状	2コンテナ
03その他がれき類	15塵じん	16混合(管理型変動)		3塊状	3ドラム缶
04ガラス・陶磁器くず				4袋	4袋
05農プラスチック類					
06金属くず					

①	住所、氏名又は名称、電話番号	事業者（排出者）欄に記載された住所、氏名又は名称、電話番号を記載します。
②	事業場の名称、所在地	事業場（排出事業場）の名称、所在地、電話番号を記載します。 ※那覇市内の工事現場を一括報告する場合は、 「名称：〇〇工事他△件、所在地：那覇市〇〇番地他△か所」と記載して下さい。
③	業種	報告者の主たる業種を「別添1 日本標準産業大・中分類一覧（令和6年4月1日現在）」の中分類の中から記載します。
④	産業廃棄物の種類	マニフェストにチェックを入れた品目（がれき類、木くすなど。石綿含有産業廃棄物の場合には含む旨）を記載します。 ※混合廃棄物の場合には、産業廃棄物の名称（蛍光灯など）と品目名（廃プラ、金属くすなど）を両方記載して下さい。
⑤	排出量(t)	数量（及び単位）欄の量を集計して記載します。（m ³ ）や（ℓ）などの単位の場合には、「別添2 産業廃棄物の体積から重量への換算計数」に基づいて全て重量の（t）トンに換算して下さい。
⑥	管理票の交付枚数	収集運搬及び処分の1ルート毎の枚数を集計して記載します。（※集計方法は4ページを参考にして下さい。）
⑦	運搬(処分)受託者の許可番号	産業廃棄物処理委託契約書に添付した産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証に記載された許可番号を記載します。
⑧	運搬受託者の氏名又は名称	運搬受託者欄の氏名又は名称を記載します。運搬の1区間ごとにそれぞれの行に記載して下さい。
⑨	運搬先の住所	運搬先の事業場欄の所在地を記載します。積替え保管がある場合、積替え保管場所の住所を記載して下さい。
⑩	処分受託者の氏名又は名称	処分受託者欄の氏名又は名称を記載します。
⑪	処分場所の住所	運搬先の住所と処分先の住所が異なる場合に記載します。例：収集運搬業者Aが積替え保管場所Bを経由して、収集運搬業者Aによって処分業者の処分場Cへ運搬した場合など。※⑨と運搬先が同じ場合には記入不要です。

報告書の記載例

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和6年度）

令和 7 年 〇 月▲□日

那覇市長 宛

報告者

住 所 沖縄県那覇市〇×1-7-8

氏 名 株式会社〇〇建設 代表取締役 那覇 太郎
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号 098-***-****

報告者からの主たる業種を記載してください

事業場の所在地が那覇市内となっていることを確認して下さい。那覇市外の排出事業場で発行した manifests の報告は県保健所へ行ってください。

提出年度の前年度を記載してください。
例：令和6年度に提出の場合→令和6年度と記載

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		〇〇学校解体工事他10件				業 種	06 総合工事業		
事業場の所在地		那覇市内一円11カ所				電話番号 098-***-****			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	がれき類			047*****	△△工業(株)	浦添市〇〇	047*****	(株)A環境	沖縄市池原■■■
2	がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)			****	□□産業(株)	沖縄市池原■■■	047*****	(株)A環境	
3	蛍光灯(金属くず、廃プラスチック類)				◎クリーン(株)	沖縄市池原■■■	047*****	(株)D工業	
4	廃石綿等	2.3	3	047*****	A運送	那覇港	—		
				047*****	B海運	鹿児島港	—	—	—
				046*****	C運送	鹿児島県□□市		(株)●●処理センター	

石綿含有産業廃棄物を含む場合は明記してください。

混合廃棄物は名称及び構成している産廃の品目をカッコ書きで記載してください。

積替え保管を経由した場合は、運搬先の住所欄に積替え保管場所の所在地を、処分場所の住所欄に中間処理施設の所在地を記載してください。

収集運搬の区間が複数に亘る場合は、運搬区間ごとに運搬受託者を全て記載してください。

- 備考
- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
 - 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
 - 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

(以下、省略)